

## 建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応調査

地区名：塩江

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当部署	担当課	対応方針
塩江地区	1	教育環境の整備	塩江地区の現在の小中学校は、耐震診断の結果、耐震基準を満たしておらず、大地震時に崩壊の危険性があります。塩江地区学校統合事業について事業計画案が示され、そのタイムスケジュールでは、早く平成26年4月の開校となっていますが、中国の四川大地震や岩手・宮城内陸地震をいうまでもなく、震災は、いつどこで発生するか予測が困難な災害です。 学校は、子どもたちの生活や学習の場であるとともに、災害時には住民の避難所にもなる地域にとって重要な場所です。また、小学校統合後の跡施設利用を考える上にも耐震化工事は避けられないと考えます。 このことから、地区内小中学校のできる限り早急な耐震補強工事を要望するものです。	教育部	総務課	塩江地区の学校施設の耐震化は、平成19年2月に策定した「高松市立学校施設耐震化実施計画」に基づき、統合計画の中での対応としていましたが、平成20年6月の、国からの耐震化の更なる前倒し実施や地震防災対策特別措置法での補助率嵩上げ、および、統合までの児童・生徒の安全確保などから、耐震化実施計画を変更し、3小学校の校舎については、平成22年度までに耐震化を図る予定です。
塩江地区	2	コミュニティ活動拠点の充実整備	現在の公民館は、旧塩江町庁舎2階の会議室・事務室をそのままの施設設備で利用しているため、本来の公民館としての機能とは著しくかけ離れております。 旧市内では、公民館がコミュニティセンターへと順次移行し、整備が進んでおりますが、塩江地区の公民館は、設備面で大きく劣っております。文化活動においても他の地域との「格差」が助長されていくのではないかと危惧されます。均衡の取れた市域発展のため、施設整備は不可欠と考えます。 塩江地区においても、塩江公民館が平成21年度から、市が指定管理者に運営を委託するコミュニティセンターへ移行するものと思われます。この機会を捉え、名実ともにまちづくり活動の拠点にふさわしい施設として、和室や調理室の早急な整備と共に、出入口やトイレなども、ユニバーサルデザインの視点に立って、バリアフリー化を図ることを強く望みます。	市民政策部	地域政策課	塩江公民館は、旧塩江町庁舎2階の会議室・事務室をそのままの施設設備で利用しているため、他の公民館としての機能とは相違している点があり、平成21年度のコミュニティセンター化にあわせて、施設改修整備が必要であると認識しています。 平成21年度から、塩江地区コミュニティ協議会における指定管理者としての管理運営にも影響が少なくなるよう協議・検討を進めながら、まちづくり活動の拠点にふさわしい施設として、また支所部分とのセキュリティ対策等も勘案しながら、早期に対応できるよう検討を進めます。
塩江地区	3	「ループしおのえ」の巡回バス運行	ループしおのえは、塩江地区に施設整備がされているにもかかわらず、塩江地区を巡回していないのが現状です。 平成18年5月23日に開催された地域審議会において、送迎バスの道の駅までの延長を要望したところ、「道の駅周辺からの施設利用者やルート上の延長の要望がどれほどあるかを把握する中で、送迎バスの需要が相当にあり、新たに乗降所を設置することで施設の利用者が増加すると見込めた場合には、コースの見直しについて指定管理者と協議を行いたい」と存じます。」との回答でした。 回答後、2年が経過し、塩江地区内での送迎バスを要望する声も有り、途中区間のバス停での乗降を可能にすることで利用者の利便性を向上させ、利用者の増加が見込まれることから、道の駅までの送迎バス運行を望みます。 このことから、地区内での運行の再開と運行形態について、指定管理者との協議をお願いするものです。	市民政策部	スポーツ振興課	今までのところ、直接、施設に対し利用者からの塩江地区内の運行再開についての要望は出ていませんが、今後、道の駅周辺からの施設利用者やルート上の延長の要望や、新たに乗降所を設置することで施設の利用者が増加すると見込められる場合には、施設利用者に対するコースの見直しについて指定管理者と協議を行いたいと考えています。
塩江地区	4	支所機能の整備	塩江地域は、少子高齢で公共交通の利便性が悪い、著しく過疎の進む山間地域です。建設計画を進める中で、地域の個性や実情に合った特色あるまちづくりを進め、市域の均衡ある発展を図ることが必要と考えます。 地域づくりの継続と一層の発展、住民サービスの向上を図るため、ワンストップ機能強化を進め、支所において横断的な判断と決定ができる調整機能を持たせるなど総合的な対応ができる支所機能の充実を望みます。	市民政策部 総務部	地域政策課 人事課行政改革推進室	地域の行政組織と本庁機能のあり方を検討するため、全庁的な検討組織を設置することとしており、その中で、支所・出張所の機能・権限についても検討することとしています。【地域政策課、人事課行政改革推進室】